

## 第 4 4 5 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 6 . 6 . 1 1 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名																								
議 案 (20件)	予算案 (1件)	7 8	平成 2 6 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )																								
	条例案 (12件)	7 9	<b>公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例</b> 公益法人制度改革に伴い、特例民法法人から公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人の名称の整理 施行日：公布の日																								
		8 0	<b>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告を受けて、55歳以上の職員の昇給抑制等、所要の改正を行うもの 施行日：平成 2 7 年 1 月 1 日																								
		8 1	<b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告を受けて、55歳以上の教育職員の昇給抑制等、所要の改正を行うもの 施行日：平成 2 7 年 1 月 1 日																								
		8 2	<b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告を受けて、55歳以上の教職員の昇給抑制等、所要の改正を行うもの 施行日：平成 2 7 年 1 月 1 日																								
		8 3	<b>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</b> 国の特殊勤務手当に準じ、職員が次に掲げる作業区域内で作業に従事した場合の特殊勤務手当を新設																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">作業区域</th> <th style="text-align: center;">手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福島第一原子力 発電所敷地内</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">免震重要棟外</td> <td style="text-align: center;">原子炉建屋内</td> <td style="text-align: center;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">故障設備等の現場確認</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">13,300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">免震重要棟内</td> <td style="text-align: center;">3,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福島第一原子力 発電所の周辺の 区域</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">帰還困難区域</td> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td style="text-align: center;">6,600 円 (注)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td style="text-align: center;">1,330 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">居住制限区域</td> <td style="text-align: center;">屋外</td> <td style="text-align: center;">3,300 円 (注)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋内</td> <td style="text-align: center;">660 円</td> </tr> </tbody> </table>	作業区域		手当額 (日額)	福島第一原子力 発電所敷地内	免震重要棟外	原子炉建屋内	40,000 円	故障設備等の現場確認	20,000 円	その他	13,300 円	免震重要棟内		3,300 円	福島第一原子力 発電所の周辺の 区域	帰還困難区域	屋外	6,600 円 (注)	屋内	1,330 円	居住制限区域	屋外	3,300 円 (注)	屋内	660 円
作業区域		手当額 (日額)																									
福島第一原子力 発電所敷地内	免震重要棟外	原子炉建屋内	40,000 円																								
		故障設備等の現場確認	20,000 円																								
		その他	13,300 円																								
	免震重要棟内		3,300 円																								
福島第一原子力 発電所の周辺の 区域	帰還困難区域	屋外	6,600 円 (注)																								
		屋内	1,330 円																								
	居住制限区域	屋外	3,300 円 (注)																								
		屋内	660 円																								
		(注) 1 日の作業時間が 4 時間に満たない場合は、上記手当額に 60/100 を乗じた額 施行日：公布の日																									

区 分	議案No	議 案 名																																																
条例案 つづき	84	<b>職員の配偶者同行休業に関する条例</b> 地方公務員法の改正に伴い、職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするための休業に関し、必要な事項を規定 施行日：公布の日																																																
	85	<b>島根県県税条例の一部を改正する条例</b> 地方税法等の改正に伴い、法人県民税及び法人事業税の税率について所要の改正 ①県民税の法人税割の税率の改正 <table border="1" data-bbox="486 651 1217 759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超過課税が適用される法人</td> <td>5.8/100</td> <td>4.0/100</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>5.0/100</td> <td>3.2/100</td> </tr> </tbody> </table> ②法人の事業税の税率の改正 <table border="1" data-bbox="486 837 1476 1294"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得（年額）等</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>1.5/100</td> <td>2.2/100</td> </tr> <tr> <td>400万円超</td> <td>2.2/100</td> <td>3.2/100</td> </tr> <tr> <td>800万円以下の金額</td> <td>2.9/100</td> <td>4.3/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人の所得割の税率</td> <td>800万円超の金額</td> <td>2.7/100</td> <td>4.3/100</td> </tr> <tr> <td>400万円以下の金額</td> <td>2.7/100</td> <td>3.4/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の法人の所得割の税率</td> <td>400万円超の金額</td> <td>3.6/100</td> <td>4.6/100</td> </tr> <tr> <td>400万円以下の金額</td> <td>2.7/100</td> <td>3.4/100</td> </tr> <tr> <td>800万円以下の金額</td> <td>4.0/100</td> <td>5.1/100</td> </tr> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の税率</td> <td>800万円超の金額</td> <td>5.3/100</td> <td>6.7/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入金額</td> <td>0.7/100</td> <td>0.9/100</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成26年10月1日	区分	改正前	改正後	超過課税が適用される法人	5.8/100	4.0/100	上記以外の法人	5.0/100	3.2/100	区分	所得（年額）等	改正前	改正後	資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率	400万円以下の金額	1.5/100	2.2/100	400万円超	2.2/100	3.2/100	800万円以下の金額	2.9/100	4.3/100	特別法人の所得割の税率	800万円超の金額	2.7/100	4.3/100	400万円以下の金額	2.7/100	3.4/100	その他の法人の所得割の税率	400万円超の金額	3.6/100	4.6/100	400万円以下の金額	2.7/100	3.4/100	800万円以下の金額	4.0/100	5.1/100	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の税率	800万円超の金額	5.3/100	6.7/100		収入金額	0.7/100	0.9/100
	区分	改正前	改正後																																															
	超過課税が適用される法人	5.8/100	4.0/100																																															
上記以外の法人	5.0/100	3.2/100																																																
区分	所得（年額）等	改正前	改正後																																															
資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の税率	400万円以下の金額	1.5/100	2.2/100																																															
	400万円超	2.2/100	3.2/100																																															
	800万円以下の金額	2.9/100	4.3/100																																															
特別法人の所得割の税率	800万円超の金額	2.7/100	4.3/100																																															
	400万円以下の金額	2.7/100	3.4/100																																															
その他の法人の所得割の税率	400万円超の金額	3.6/100	4.6/100																																															
	400万円以下の金額	2.7/100	3.4/100																																															
	800万円以下の金額	4.0/100	5.1/100																																															
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割の税率	800万円超の金額	5.3/100	6.7/100																																															
	収入金額	0.7/100	0.9/100																																															
86	<b>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</b> 道路交通法等の改正に伴い、運転免許試験に係る手数料を新設 <table border="1" data-bbox="486 1496 1212 1570"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定取消処分者に係る試験</td> <td>1件につき1,900円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：公布の日	区分	手数料の額	特定取消処分者に係る試験	1件につき1,900円																																													
区分	手数料の額																																																	
特定取消処分者に係る試験	1件につき1,900円																																																	
87	<b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例</b> 母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、関係条例について所要の改正 ①父子福祉資金の貸付の申請の受理等の事務について、浜田市等に権限を移譲 ②関係条例の規定を整理 施行日：平成26年10月1日																																																	
88	<b>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</b> 看護学生修学資金の返還債務の免除条件の特例の対象となる貸付金の貸付の期間を、平成27年度まで2年間延長 施行日：公布の日																																																	

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	89	<b>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b> 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正 ・ 構造改革特区の全国展開に伴い、保育所に配置する職員の特例を規定 施行日：公布の日	
	90	<b>島根県いじめ問題対策連絡協議会条例</b> いじめ防止対策推進法の制定及び島根県いじめ防止基本方針の策定に伴い、島根県いじめ問題対策連絡協議会を設置 施行日：公布の日	
一 般 事件案 (7件)	91	<b>財産の貸付の変更について</b> 隠岐の島町が公共牧野として利用するために無償で貸し付けている、元隠岐空港用地の貸付面積を変更 ・ 変更後の貸付面積：412,104.26㎡ (42,000㎡の減) ・ 貸付の相手方：隠岐の島町長 ・ 貸付の期間：平成24年4月1日から平成34年3月31日まで	
	承認1	<b>島根県県税条例の一部を改正する条例</b> 平成26年度税制改正による地方税法の改正に伴う所要の改正 ①不動産取得税 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合の、徴収猶予の申告に関する規定を整備 ②自動車税 環境負荷の大小により税率に差を設ける特例措置について、重課割合並びに軽課対象及び軽課割合の見直しを行った上で、2年間延長 施行日 平成26年4月1日 (平成26年3月25日専決)	
	承認2	<b>平成25年度島根県一般会計補正予算(第9号)</b> 県債、地方交付税等の額の確定に伴う平成25年度一般会計予算の補正 ・ 補正予算額：△717,263千円(補正後予算額：538,587,761千円) (平成26年3月31日専決)	
	承認3	<b>平成25年度島根県公債管理特別会計補正予算(第2号)</b> 平成25年度一般会計予算の補正に伴う補正 (平成26年3月31日専決)	
承認4	<b>平成25年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算(第3号)</b> 国庫支出金の額の確定に伴う補正 (平成26年3月31日専決)		

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	承認 5	平成 2 5 年度島根県流域下水道特別会計補正予算（第 4 号） 県債等の額の確定に伴う補正  (平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決)	
	承認 6	平成 2 5 年度島根県営住宅特別会計補正予算（第 4 号） 県債等の額の確定に伴う補正  (平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決)	
報 告 (11件)	報告 3	平成 2 5 年度島根県一般会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告 4	平成 2 5 年度島根県一般会計予算事故繰越繰越計算書	
	報告 5	平成 2 5 年度島根県臨港地域整備特別会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告 6	平成 2 5 年度島根県流域下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告 7	平成 2 5 年度島根県営住宅特別会計予算繰越明許費繰越計算書	
	報告 8	平成 2 5 年度島根県工業用水道事業会計予算繰越計算書	
	報告 9	平成 2 5 年度島根県水道事業会計予算繰越計算書	
	報告10	平成 2 5 年度島根県宅地造成事業会計予算繰越計算書	
	報告11	島根県附属機関の設置状況等について 島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例第 7 条に基づく報告	
	報告12	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 5 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出雲工業高等学校（管理特別教室棟）建設（建築）工事 1, 490, 845, 530円（658, 230円増額）</li> <li>・ 県庁本庁舎耐震補強（建築その 1）工事 786, 321, 900円（11, 645, 550円増額）</li> <li>・ 一般国道 3 7 5 号湯泡バイパス社会資本整備総合交付金（改良）湯泡トンネル工事 772, 597, 920円（6, 092, 280円増額）</li> <li>・ 出雲工業高等学校（管理特別教室棟）建設（建築）工事 1, 497, 914, 130円（7, 068, 600円増額）</li> <li>・ 県庁本庁舎耐震補強（建築その 1）工事 790, 527, 420円（4, 205, 520円増額）</li> </ul>	
	報告13	専決処分事件の報告について（損害賠償） 1 8 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両損傷事故 2 件 賠償額合計 76, 454円</li> <li>・ 交通事故 7 件 賠償額合計 1, 771, 811円</li> <li>・ 落石事故等 8 件 賠償額合計 1, 227, 634円</li> <li>・ その他 1 件 賠償額合計 35, 640円</li> </ul>	